

令和2年9月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークショングループ

重 要

アライ建機オークション規約 改定のご案内

拝啓初秋の候、貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、令和2年10月1日より下記の通り弊社建機オークション規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

令和2年10月1日

内 容

規約改定

1. Ⅲ. 運営規定 1.セリ方式 (1)及び(3)～(5)の新設と改定
2. Ⅳ. 出品規定 1.取引条件 (8)の改定
3. Ⅴ. 落札規定 1.取引条件 (2)～(3)及び(11)の改定
4. 規約別紙. オークション手数料の新設
5. 規約別紙. オークション手数料、保管料等の新設

1. Ⅲ. 運営規定 1.セリ方式 (1)および(3)～(5)の新設と改定

《現在》

1.セリ方式

- (1) オークションは全てリザーブド方式とし、ポスト・コンピュータシステムでのセリ参加となります。
- (3) オークション取引の基本的な仕組みとして、会員である参加者が出品又は応札による参加をし、中古機械・中古車両の売買を行います。この時当社は、中古機械・中古車両の売買の仲介を行うと共に、売買契約に基づく義務履行を仲立ちします。売買契約の成立は、当社が会員に対し確認意思表示を行ったときとし、確認意思表示とは次の各号のとおりとします。確認意思表示により出品者と落札者との間に売買契約が成立（以下、売買契約の成立を成約と称することがあります）するものとします。
 - ① オークション会場内でのポスト席による参加又はインターネットによる参加を問わず、オークションに参加するために会員が使用するコンピュータの画面上において、落札した旨の表示がされることにより確認意思表示とします。
 - ② 商談による落札の場合は、商談を申し込まれた側の会員の承諾する旨の意思表示により、確認意思表示とします。
- (4) 流札した（売買契約が成立しなかった場合）場合、流札した中古機械・中古車両の売買を希望する会員は、当社が定めた方法にて落札及び売却をすることができるものとします。尚、その際の手数料については別途当社が定めるものとします。



《改定後》

1.オークションの方式

- (1) オークションはリザーブド方式とテンダー方式とし、リザーブド方式ではポスト・コンピュータシステムでのセリ参加となり、テンダー方式ではA I - N E T、F A X、会場内不在応札機でのオークション参加となります。なお、当社は、その裁量により、コーナーごとに参加の方法を決めるものとします。
- (3) テンダー方式では、事前に入札価格を受付し、会員の入札価格が希望金額を超過し、且つ最高金額を入札した会員が落札権利者となります。二人以上が同一価格の場合、先着順とします。希望金額に入札価格が到達しない場合は、流札となります。
- (4) オークション取引の基本的な仕組みとして、会員である参加者が出品又は応札による参加をし、中古機械・中古車両の売買を行います。この時当社は、中古機械・中古車両の売買の仲介を行うと共に、売買契約に基づく義務履行を仲立ちします。売買契約の成立は、当社が会員に対し確認意思表示を行ったときとし、確認意思表示とは次の各号のとおりとします。確認意思表示により出品者と落札者との間に売買契約が成立（以下、売買契約の成立を成約と称することがあります）するものとします。
 - ① オークション会場内でのポスト席による参加又はインターネットによる参加を問わず、オークション

に参加するために会員が使用するコンピュータの画面上において、落札した旨の表示がされることにより確認意思表示とします。

- ② 商談による落札の場合は、商談を申し込まれた側の会員の承諾する旨の意思表示により、確認意思表示とします。
- ③ ファクシミリによる入札参加が認められる場合は、当社が会員に対してその取引内容等を記載した計算書又は落札機械の車両引取証をファクシミリにより発信することをもって、確認意思表示とします。
- (5) 流札した（売買契約が成立しなかった場合）場合、流札した中古機械・中古車両の売買を希望する会員は、当社が定めた方法にて落札及び売却をすることができるものとします。尚、その際の手数料については別途当社が定めるものとします。

※別紙参照

2. IV. 出品規定 1. 取引条件(8)の改定

《現在》

- (8) 成約機械・成約車両に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該成約機械・成約車両の修理その他対応を行うことができるものとし、その修理・対応費用は、原則としてオークション開催日を含む10日以内は出品者が負担するものとします。ただし、現車の状態、査定票に記載された内容等に鑑み、成約機械・成約車両の不具合が落札者により生じたと言える場合には、例外的に落札者が修理・対応費用を負担するものとし、この判断は当社裁量にて決定するものとします。また、10日を経過した以降の成約機械・成約車両の不具合に対する修理、対応費用は落札者が負担するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。



《改定後》

- (8) 成約機械・成約車両に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該成約機械・成約車両の修理その他対応を行うことができるものとし、その修理・対応費用は、原則としてオークション開催日を含む10日以内は出品者が負担するものとします。ただし、現車の状態、査定票・出品票に記載された内容等に鑑み、成約機械・成約車両の不具合が落札者により生じたと言える場合には、例外的に落札者が修理・対応費用を負担するものとし、この判断は当社裁量にて決定するものとします。また、10日を経過した以降の成約機械・成約車両の不具合に対する修理、対応費用は落札者が負担するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. V. 落札規定 1. 取引条件(2)～(3)の改定

《現在》

- (2) 当社が提供する出品機械・出品車両リスト、査定票、画像等は、あくまでオークションにおける会員間取引に際しての参考情報であり、出品機械・出品車両の品質を保証するものではなく、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その記載内容に不適合・不一致が存在した場合についても一切責任を負わないものとします。そのため、会員は出品機械・出品車両を落札するにあたっては、現車について十分に下見をするものとします。また、外部落札参加による場合も、下見代行サービス等により現車を十分に確認したうえで落札しなければならないものとします。尚、同一機械・車両の同一事項について査定票と出品機械・出品車両リストが異なるときは、査定票を優先させるものとし、英語版査定票の解釈に差が生じる場合は日本語版査定票を優先します。
- (5) 査定票記載の稼働時間は査定時のメーター表示の記載となります。メーターの動作及びその正確性については保証いたしません。
- (11) 落札機械・落札車両に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該成約機械・成約車両の修理その他対応を行うことができるものとし、その修理・対応費用の負担者は、原則としてオークション開催日当日を含む10日以内は出品者が負うものとします。但し、現車の状態、査定票に記載された内容により、当社裁量にて落札者を負担者と決定することもあります。



《改定後》

- (2) 当社が提供する出品機械・出品車両リスト、査定票・出品票、画像等は、あくまでオークションにおける会員間取引に際しての参考情報であり、出品機械・出品車両の品質を保証するものではなく、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その記載内容に不適合・不一致が存在した場合についても一切責任を負わないものとします。そのため、会員は出品機械・出品車両を落札するにあたっては、現車について十分に下見をするものとします。また、外部落札参加による場合も、下見代行サービス等により現車を十分に確認したうえで落札しなければならないものとします。尚、同一機械・車両の同一事項について査定票・出品票と出品機械・出品車両リストが異なるときは、査定票・出品票を優先させるものとし、英語版査定票・出品票の解釈に差が生じる場合は日本語版査定票・出品票を優先します。
- (3) 査定票・出品票記載の稼働時間は査定時のメーター表示の記載となります。メーターの動作及びその正確性については保証いたしません。
- (11) 落札機械・落札車両に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該成約機械・成約車両の修理その他対応を行うことができるものとし、その修理・対応費用の負担者は、原則としてオークション開催日当日を含む10日以内は出品者が負うものとします。但し、現車の状態、査定票・出品票に記載された内容により、当社裁量にて落札者を負担者と決定

することもあります。

4. 規約別紙の一部改定

《改定後》

③農業機械

トラクター、コンバイン、田植機、耕運機、管理機、バインダー、ハーベスト、農業用運搬車両
草刈機、芝刈機、水田溝切機、培土機、各種野菜収穫、肥料散布機、乾燥機、籾摺り機、脱穀機、精米
機、米選機、ハイクリブーム、ロールベアラ、樹木破碎機、薪割り機、刈り払機、チェンソー、ヘッジ
トリマー、トラクター作業機(運搬機・トレーラーを含む)、穀物運搬コンテナ 等

価格帯	出品料	成約料	落札料
～100,000円	4,000円	11,000円	11,000円
100,001円～500,000円	8,000円	13,000円	13,000円
500,001円～1,000,000円	12,000円	15,000円	15,000円
1,000,001円以上	16,000円	17,000円	17,000円

※出品料は、希望価格により自動算出となります。

※成約料・落札料は、成約金額により自動算出となります(成約金額変動型手数料)

※提携する外部接続先(AI-NETを含む)からの参加手数料は、各接続先業者の定める手数料に準じます。

④農業機械パートⅢ

農業機械コーナー出品商材の現状使用不可・不動機

価格帯	出品料	成約料	落札料
～100,000円	4,000円	13,000円	11,000円
100,001円～500,000円	8,000円	15,000円	13,000円
500,001円～1,000,000円	12,000円	17,000円	15,000円
1,000,001円以上	16,000円	19,000円	17,000円

※出品料は、希望価格により自動算出となります。

※成約料・落札料は、成約金額により自動算出となります(成約金額変動型手数料)

※提携する外部接続先(AI-NETを含む)からの参加手数料は、各接続先業者の定める手数料に準じます。

⑤アライ建機テンドアーオークション 【4開催まで】

中型区分以上の建機オークションパートⅠコーナー出品商材

区分	出品料	成約料	落札料
中型	無料	100,000円	25,000円
大型	無料		
超大型	無料		
超超大型	無料		

- ※ アライ建機テnderオークションへの出品は5開催連続出品(テnder4回、建機オークション1回)が原則となり、4開催連続流札となった場合、アライ建機オークションパートIにスライド出品されます。
- ※ 5開催目以降の出品はアライ建機オークションパートIへの出品となるため、①アライ建機オークションパートIの手数料が発生いたします。

〈商談・逆商談手数料〉

商談によって成約した場合、落札料は上記〈オークション手数料〉に記載された落札料の金額に、5,000円を加算した金額となります。

逆商談によって成約した場合、成約料は上記〈オークション手数料〉に記載された成約料の金額に、5,000円を加算した金額となります。

〈アライ建機テnderオークション保管料〉(税別)

中型	大型	超大型	超超大型
50,000円	80,000円	200,000円	300,000円

- ※ アライ建機テnderオークションは5開催連続出品(テnder4回、建機オークション1回)が原則となります。但し、5開催を待たずに搬出を希望する場合は上記の保管料を請求いたします。

〈保管料〉(税別) *搬出期限内に搬出しない場合、保管料を請求致します。

③農業機械

トラクター、コンバイン、田植機、耕運機、管理機、バインダー、ハーベスト、農業用運搬車両、草刈機、芝刈機、水田溝切機、培土機、各種野菜収穫、肥料散布機、乾燥機、糞摺り機、脱穀機、精米機、米選機、ハイクリブーム、ロールベアラ、樹木破砕機、薪割り機、刈り払機、チェーンソー、ヘッジトリマー、トラクター作業機(運搬機・トレーラーを含む)、穀物運搬コンテナ等

	全区分
1週間ごと	10,000円

以上

